

平成 17 年 10 月 1 日
17（規程）第 71 号
（改正）平成 23 年 10 月 21 日
23（規程）第 38 号
（改正）平成 26 年 2 月 19 日
25（規程）第 30 号
（改正）平成 27 年 3 月 17 日
26（規程）第 124 号
（改正）平成 30 年 3 月 29 日
29（規程）第 138 号
（改正）平成 31 年 1 月 23 日
30（規程）第 63 号
（改正）令和 2 年 12 月 24 日
令 02（規程）第 68 号

○政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された「政府調達に関する協定」（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、会計規程（17（規程）第 66 号）及び契約事務規程（17（規程）第 70 号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するために締結される契約に限る。）をいう。

- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、機構の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その期間の定めが 12 月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は 1 月当たりの予定賃借料又は 1 月当たりの特定役務の予定価格に 48 を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、改正協定第 2 条第 2 項により定められた要件を満たすものであることとする。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「国の特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額

- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(契約の方式)

第 4 条 特定調達契約につき契約を締結する場合においては、第 22 条の規定により随意契約にすることができる場合を除き、一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）に付さなければならない。

- 2 競争は、入札の方法をもつて行うものとする。

(参加のための条件)

第4条の2 契約を担当する者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第2章 競争参加者資格及び資格審査

(競争参加者資格)

第5条 契約部長は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合には、当該競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認められた事項に関し、当該競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を定めるものとする。

(資格審査の公示)

第6条 契約部長は、前条に基づき競争参加者資格を定めたときは、その基本事項並びに競争参加者資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請期間及び方法等について、官報により公示（以下「資格審査の公示」という。）をしなければならない。

(資格審査)

第7条 契約部長は、資格審査の公示を行った後、当該公示に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があった場合には、速やかにその者が競争参加者資格を有するかどうかを審査しなければならない。

- 2 前項の規定により資格審査を行った場合には、合理的に短い期間内に、前項の申請を行った者に審査結果を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により資格審査を行った場合には、一般競争又は指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(資格審査の申請期間)

第8条 資格審査の申請期間は、資格審査の公示を行う日から25日間以上としなければならない。ただし、この期間の経過後も資格審査の申請を随時受理するものとする。

(審査期間経過後における資格審査の申請等)

第9条 契約部長は、資格審査の申請期間を経過した後、当該期間内に資格審査の申請を行うことができなかつた者から資格審査の申請があった場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができるものと認められるときは、資格審査の申請を受理するものとする。

- 2 前項の規定により資格審査の申請を受理した場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
- 3 第1項の資格審査の申請を行った者から入札書の提出があった場合で、開札の日時までに

資格審査が終了しなかったときは、その入札書を返却するものとする。

第3章 競争の公告及び公示

(一般競争の公告)

第10条 契約を担当する者は、第4条に規定する一般競争の方式により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(1) 機構名

(2) 契約の基本事項（一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付を含む。）

(3) 第5条に規定する競争参加者資格に関する事項

(4) 第14条に規定する入札説明書の交付に関する事項

(5) 入札書を受理する場所及び入札書の受理期間

(6) 開札の日時及び場所

(7) 第7条第1項に規定する競争参加者資格の審査の申請の時期及び場所

(8) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(9) 第20条に規定する落札者の決定の方法

(10) 契約の手続において使用する言語

2 前項の規定による公告をするときは、次の各号に掲げる事項を英語を使用して記載するものとする。

(1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 納入期限

(3) 納入場所

(4) 競争参加者資格

(5) 入札期日

(6) 第7条第1項に規定する競争参加者資格の審査の申請の時期

(7) 契約担当者等の氏名及びその所属する部課の名称

3 前2項に規定する公告は、入札書を受理する最終期日（あらかじめ競争参加者資格を審査せず、一般競争の公告後において、競争参加者資格を審査する場合にあつては、当該審査の申請書を受理する最終期日）の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日）までにこれをしなければならない。ただし、緊急事態により、やむを得ないと契約を担当する者が判断した場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

(指名競争の公示)

- 第 11 条 契約を担当する者は、第 4 条に規定する指名競争の方式により契約を締結しようとするときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名されるために必要な要件を官報により公示しなければならない。
- 2 契約を担当する者は、指名競争参加者資格の審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められた者に対し、指名競争参加者として指名された旨の通知(以下「指名の通知」という。)を行う。
 - 3 前項の指名の通知は、資格審査の申請者に対し、同一の日において行うものとする。
 - 4 第 1 項の公示は、入札書を受領する最終期日(あらかじめ指名競争参加者資格を審査せず、指名競争の公示後において、指名競争参加者資格を審査する場合にあっては、当該審査の申請書を受領する最終期日)の前日から起算して少なくとも 40 日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において 24 日以上 40 日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日)までにこれをしなければならない。ただし、緊急事態により、やむを得ないと契約を担当する者が判断した場合においては、その期間を 10 日までに短縮することができる。
 - 5 第 2 項により指名された者に対しては、前条第 1 項第 2 号、第 4 号から第 6 号及び第 8 号の各事項及び契約手続において使用する言語を公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

(指名の通知を受けることを条件とした入札書の受理)

- 第 12 条 契約を担当する者は、指名競争参加者資格の審査の申請を受領された者から入札書の提出があった場合には、開札の日時までに資格審査の申請者が指名の通知を受けることを条件として、入札書を受領するものとする。なお、この指名の通知に当たっては、前条第 5 項に掲げる各事項を通知しなければならない。

(指名競争参加者資格を有すると認められなかった者に対する通知)

- 第 13 条 契約を担当する者は、指名競争参加者資格の審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められなかった者に対しては、その旨の通知を行うものとする。また、当該通知を受けた者から請求があった場合には、指名競争参加者資格を認めなかった理由について通知するものとする。

(技術仕様)

- 第 13 条の 2 契約を担当する者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
 - (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- 2 契約を担当する者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第 14 条 契約を担当する者は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により入札説明書を交付する。入札説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第 10 条第 1 項各号に掲げる事項（同項第 4 号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (5) その他必要な事項

第 4 章 入札及び落札者の決定の方法

(入札の原則)

第 15 条 特定調達契約の入札は、書面をもって、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行わせるものとする。ただし、インターネット環境を利用した電子的入札による場合はこの限りではない。

(入札書の引換等の禁止)

第 16 条 契約を担当する者は、特定調達契約につき入札を行う場合には、入札者が提出した入札書の引換、変更又は取消をさせてはならない。

(入札の無効)

第 17 条 契約を担当する者は、特定調達契約につき競争に付した場合には、競争参加者資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とするものとし、無効とされた入札を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

(技術審査)

第 18 条 契約を担当する者は、入札書とともに提出された仕様書等について、別に定めるところにより技術審査に付し、開札の対象とするか否かを決定しなければならない。

(開札)

第 19 条 契約を担当する者は、公告又は公示において示した開札の日時及び場所において、入札者を立ち会わせて開札を行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(落札者の決定の方法)

第 20 条 特定調達契約につき競争に付した場合における落札者は、価格又はその他条件が最も有利なものをもって入札を行った者とする。ただし、需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とするることができる。この場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとする。

- 2 契約を担当する者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金（「補助金及び相殺措置に関する協定」第 1 条に定義されるものをいう。）の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した者に確認を求めることができる。

(落札者の決定に関する通知等)

第 21 条 契約を担当する者は、特定調達契約につき落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して 7 勤務日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

第 5 章 随意契約によることができる場合

(随意契約によることができる場合)

第 22 条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札を行っても落札者がいないとき、落札者が契約を結ばないとき又は行われた入札がなれあいによるものであるとき若しくは入札に関する条件に合致していないものであるとき。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他

既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば、既調達物品等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

- (4) 調査、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、初めて開発された物品等又は特定役務を調達するとき。
 - (5) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
 - (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第 5 条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 10 条の規定による公告又は第 11 条の規定による公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
 - (7) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等又は特定役務を調達するとき。
 - (8) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- 2 前項の規定により随意契約を行おうとする場合には、別に定める契約審査委員会の審査を受けなければならない。

第 6 章 記録及び苦情処理等

（競争契約に関する記録）

第 23 条 契約を担当する者は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録（契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも 3 年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格

- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第9条第2項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第24条 契約を担当する者は、特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

(落札情報の公示)

第25条 契約を担当する者は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をその日の翌日から起算して72日以内に、官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約を担当する者の氏名並びに機構名及び住所
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 第10条の規定による公告又は第11条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合にはその理由
- (9) その他必要な事項

(苦情の処理)

第26条 契約を担当する者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情、その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第27条 理事長は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、既に行われている契約に係る手続きその他の行為については、この規程によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成 23 年 10 月 21 日 23（規程）第 38 号）

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 19 日 25（規程）第 30 号）

- 1 この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日（平成 26 年 4 月 16 日）から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日 26（規程）第 124 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29（規程）第 138 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 23 日 30（規程）第 63 号）

- 1 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日（平成 31 年 2 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日 令 02（規程）第 68 号）

- 1 この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。